

2月14日まで県の緊急対策期間延長～引き続き不要不急の外出自粛等 にご協力を 県・市の事業者支援の活用も

市民の皆さま、事業者の皆さまには、1月11日までの市の新型コロナ緊急警報、続いて2月7日までとされた県の新型コロナウイルス緊急対策にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。とりわけ、医療の最前線で献身的に奮闘されている医療・保健関係者の皆さまに、心から感謝と敬意を表します。

おかげで、新規感染者数は市、県全体ともに減少傾向にあり、病床利用率も少しずつ改善されつつありますが、安定した医療提供継続のためには見極めが必要なことから、県の緊急対策は2月14日まで延長されました。

市民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご不便・ご苦勞をお掛けすることになりますが、不要不急の外出自粛、酒類の提供を伴う飲食店の営業時間の短縮など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、市では、1月18日市議会緊急会議での補正予算成立を受け、売上が急減したほぼ全ての業種の事業者にも最大30万円を交付する事業者営業継続緊急支援給付金を創設するとともに、新しい生活様式による感染防止対策の導入やICT化等を支援する新たなビジネスモデル創出支援事業を再開しました。合わせて高齢者等入所施設や飲食店における感染防止対策の強化を図っています。

一方、県においても、緊急対策期間延長に伴い、飲食店への時短要請に係る協力金を2月14日まで延長するとともに、時短要請や外出自粛要請により影響を受けた事業者にも20万円を交付する支援制度を創設しました。

関係の皆さまには、これらの支援策を有効に活用し、感染防止対策の強化と事業継続に努めていただくようお願いします。

「ウイズコロナ」の状況の中、今後も感染者が発生することは避けられません。引き続き、感染予防を徹底して行うとともに、患者さんやご家族、医療関係者等への誹謗・中傷、偏見・差別は決して行わず、温かい励ましの気持ちで接していただきますよう、強くお願いいたします。

令和3年2月5日

福島市長 木幡 浩

【市民の皆様へ特にお願いしたいこと】

- ① 県内における不要不急の外出の自粛をお願いします。特に夜間(午後8時以降)の外出自粛を徹底してください(福島県協力要請)。
- ② 普段一緒にいない人との飲食などは避け、小人数、短時間でお願いします。
- ③ マスクなしでの会話は止めてください。
- ④ つい気が緩む場に注意してください(昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など)。
- ⑤ 家庭内や身近な人との間でも、基本的な感染防止対策をお願いします。
- ⑥ 緊急事態宣言の対象地域など感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください(福島県協力要請)。
- ⑦ ⑥の地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください。

1. 福島県新型コロナウイルス緊急対策

(1) 2月14日まで延長されるもの

① 県民への要請

- ・緊急事態宣言が発出された地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛すること。
- ・不要不急の外出を自粛すること。特に夜間(午後8時以降)の外出自粛を徹底すること。

② 事業者への要請

- ・酒類の提供を行う飲食店等の営業自粛(午後8時～午前5時)
(酒類の提供は午後7時まで)

③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ⇒ 資料1参照

④ 県民割の新規利用申込みの一時停止

⑤ 学校における感染リスクの高い学習活動の停止等

(2) 事業者支援

飲食店等への時短要請、不要不急の外出自粛により影響を受けた事業者に一時金 20 万円を交付 ⇒ 資料1参照

2. 福島市の新たな支援策

(1) 事業者営業継続緊急支援給付金

新型コロナで売上が減少しているほぼ全ての業種の事業者に最大 30 万円の給付金を支給
⇒ 資料2参照

(2) 新たなビジネスモデル創出支援事業

新しい生活様式による感染防止対策の導入や ICT を活用した事業展開等を支援
⇒ 資料3参照

(3) 高齢者等入所施設における感染防止対策の強化 ⇒ 資料4参照

(4) 飲食店における感染防止対策の強化 ⇒ 資料5参照

3. 市有施設の利用制限等

今後も感染防止対策を徹底するとともに、貸室・貸館等の利用については、当面、定員の概ね半数程度を上限とするなど、施設の利用状況に応じ、適宜人数制限等を行います。

4. イベント等の取扱い

当面、イベント等の内容や市内外の感染状況等を踏まえ、慎重に対応することとし、オンライン開催等を活用するとともに、イベント等を開催する場合は、下記の感染防止対策を講じることとします。

【イベント開催時の必要な感染防止対策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避(入退場や休憩時間における三密の回避)
- ⑤ 身体的距離の確保

- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限(会場定員の概ね半数程度、有症状者の入場防止)
- ⑧ 参加者の把握(感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等)
- ⑨ 演者の行動管理(有症状者は公演・練習に参加しない。)
- ⑩ イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店等の分散利用)

5. 学校における感染拡大防止対策の徹底

引き続き次の対策を実施

- ① 感染リスクが高い学習活動の停止
- ② 部活動においては、対外試合及び合同練習は停止、感染防止策を徹底した上で実施
- ③ 宿泊を伴う学校行事の停止、高校入試等で緊急事態制限対象区域との往来後2週間の健康観察等の徹底など

福島県新型コロナウイルス緊急対策

資料 5

令和3年2月4日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数は減少傾向にあり、病床利用率も少しずつ改善されつつありますが、緊急対策の終了後も安定して医療を提供することが可能な状態が継続できるようになるか、しっかりと見極める必要があります。

このため、1月13日から2月7日までとしていた**緊急対策期間を2月14日まで延長**することとします。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが引き続き協力をお願いします。

県民の皆さまへのお願い

- 「**不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）**」をお願いします。
- あわせて、「**緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛**」をお願いします。

■期間 **1月13日（水）～2月14日（日）**

事業者の皆さまへのお願い

- 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店含む）について「**午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）**」をお願いします。

■期間 **1月15日（金）～2月14日（日）**

■協力金 1日当たり4万円

■問合せ 協力金コールセンター 024-521-8575

事業者支援

- 県の緊急対策期間における飲食店等への時短要請、又は不要不急の外出自粛により影響を受け、**1月又は2月の売上げが前年同月比50%以上減少**した事業者へ一時金を交付します。（県内飲食店の取引事業者、旅館、観光施設、運転代行等想定）

■一律**20万円**

■問合せ 県時短要請コールセンター 024-521-8622

その他の対応

- 県民割申込みの取扱い** 県民割の新規利用申込みの一時停止期間を2月14日（日）まで延長
- 学校における対応**
 - ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
 - ・宿泊を伴う学校行事等の停止
 - ・他校との合同練習会や練習試合の停止
 - ・大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察 など

á5q â µ % f ^ „ Ä a „ ë x — < k í l ‹ ž

β

30 ì

P ' , 2 [4		j ‹ }	
ì		3	β
50 ì	70 ì	2	
30 ì	50 ì	10	
30 ì			

à 960 - 8152

0120 - 916 - 509

